

国営造成施設管理体制整備促進事業実施要領

昭和60年4月26日付け60構改D第303号農林水産省構造改善局長通知
令和5年4月1日付け4農振第2552号農林水産省農村振興局長通知最終改正

各地方農政局長
北海道開発局長
農村振興局長から 北海道知事
沖縄総合事務局長 }あて

国営造成施設管理体制整備促進事業（以下「事業」という。）の実施に関しては、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業の内容

要綱第2の「国営土地改良事業の完了」には、土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知（昭和60年4月1日付け60構改B第499号構造改善局長通知）3-土5-3に定める施設完了及び施設機能監視制度実施要綱（平成5年10月20日付け5構改D第720号農林水産事務次官依命通知）第3の1に定める指定工程以外の全ての工事の完了を含むものとする。

第2 事業対象

要綱第2の1の(3)の「水管理施設により配水操作が行われる受益面積」とは、水管理施設により監視制御される国営土地改良施設が受益とする面積であり、施設毎の重複面積を除いたものとする。

第3 事業の申請

- 1 要綱第4の1の「事業採択申請書」は、別紙様式第5号によるものとする。
- 2 要綱第4の2の「操作委託協定」については、当該国営土地改良事業所長等（国営土地改良事業を実施する事業所長又は事務所長をいう。以下同じ。）と当該市町村長又は土地改良区と代表者との間で、別紙により操作委託協定を締結して行うものとする。この場合において、操作業務の委託を受ける市町村又は土地改良区は、事業の対象となる国営造成施設に係る予定管理者であるものとする。

- 3 2の規定により操作業務の委託を受けようとする市町村又は土地改良区は、別紙様式第1号により国に操作業務の実施の申請をするものとする。
- 4 国営土地改良事業所長等は、3の規定による申請を受けたときは、地方農政局長の承認を受けるものとする。申請書及び承認書の様式は、別紙様式第2号及び別紙様式第3号によるものとする。
- 5 要綱第4の2の事業実施計画は、別紙様式第4号によるものとする。
- 6 要綱第4の3の「事業採択申請書」は、別紙様式第6号によるものとする。
- 7 採択を申請するに際しては土地改良区は、当該事業の実施に関する事項につき総会又は総代会の議決を行い、その議決書を事業採択申請書に添付するものとする。

第4 事業計画等の変更

- 1 要綱第5の計画の変更は、次の要件が満たされる場合に行うものとする。
 - (1) 事業費の30%を超える増減のあったとき。
 - (2) 人員配置計画における員数の30%を超える増減のあったとき。
- 2 要綱第5の1の承認の申請は、別紙様式第7号によるものとし、これに対する承認は別紙様式第8号によるものとする。
- 3 要綱第5の2の報告は、別紙様式第9号によるものとする。

第5 事業の採択

- 1 要綱第6の1による審査は、次の基準によるものとする。
 - (1) 要綱第2の1の要件を満たしていること。
 - (2) 当該事業開始後、2年以内に国営土地改良事業が完了する見通しがある地区であり、将来の管理に備えて、操作技術の習熟と操作体制の整備が必要と認められる地区であること。
- 2 要綱第6の1による都道府県知事に対する通知は別紙様式第10号によるものとする。
- 3 要綱第6の2による土地改良区に対する通知は別紙様式第11号によるものとする。

第6 指導推進

要綱第7の2の国が行う「技術指導」の内容は、次に掲げるものとし、国営土地改良事業所等、地方農政局、土地改良技術事務所、土地改良調査管理事務所、北海道開発局開発建設部又は沖縄総合事務局農林水産部が行うものとする。

- 1 事業実施計画の作成に関する指導及び助言を行う。

2 事業を実施する市町村又は土地改良区の操作体制の整備に関して次の事項について指導、助言及び改善勧告を行う。

- (1) 操作要員の適切な配置
- (2) 操作要員の技術水準の向上
- (3) その他操作業務に係る体制整備

第7 報告

1 要綱第9の1による報告は、別紙様式第12号によるものとし、実施年度の翌年度の5月末日までに提出するものとする。

2 要綱第9の2による報告は、別紙様式第13号によるものとし、実施年度の翌年度の6月末日までに提出するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 紙

操 作 委 託 協 定 書

〇〇農政局△△事業所長（又は〇〇農政局△△事務所長。以下「甲」という。）と〇〇市町村長（又は〇〇土地改良区理事長又は〇〇土地改良区連合理事長。以下「乙」という。）は国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第4の2の規定に基づき、国営〇〇事業により造成された国営造成施設について下記のとおり操作委託協定を締結する。

記

第1条 甲は、別記様式-1の施設調書及び別記第1の施設図面に記載された土地改良施設の操作、運転、点検及び整備（以下「操作業務」という。）を乙に委託する。

第2条 委託開始は、令和 年 月 日とし、乙は、同日以後土地改良施設の操作業務の責に任ずる。

第3条 乙は、施設の操作業務を良好に行うものとする。

第4条 施設の操作業務の実施方法については、別記第2の操作方法書によるものとする。

第5条 操作業務を実施することに要する経費は全て乙の負担とする。

第6条 次の場合においては、この協定は解除されるものとする。

1. 甲において、本協定を解除することを相当と認め、その旨を乙に通知したとき。
2. 土地改良法第94条の6第1項及び同法施行令第56条の規定に基づき管理委託協定を締結したとき。

第7条 この協定において定められた事項につき疑義が生じたとき又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度協議するものとする。

上記協定の締結を証明するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名押印の上、それぞれ1通を保存するものとする。

令和 年 月 日

委託者 〇〇農政局△△事業所長 ，
（又は〇〇農政局△△事務所長）

受託者 〇〇市町村長 ，
〔又は〇〇土地改良区理事長
又は〇〇土地改良区連合理事長〕

別記 様式－1

施 設 調 書

施 設 名	所 在 地	構 造 及 び 規 模	数 量	備 考

別記第1 施設図面

出来形設計書の添付図面とする。

別記第2 操作方法書

次に掲げる事項につき詳細に記載するものとする。

- (1) 目的
- (2) 操作、運転点検及び整備のための組織。
- (3) かんがい排水施設にあっては、配水、排水時の時期、水量及び方法（機械の操作を要するものにあつては操作規程、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項の自家用電気工作物にあっては保安規程、河川法（昭和39年法律第167号）第44条第1項のダムにあっては操作規程又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の農業用排水施設にあっては管理規程を添付すること。なお、法手続等が未了のため定まっていない場合は、操作規程等の案又はこれに準ずるものでよいものとする。）
- (4) 点検整備の方法
- (5) 非常時等の措置
- (6) (3)、(4)及び(5)以外の運用の方法
- (7) 他の農業水利団体との関係

別紙様式第 1 号

国 営 造 成 施 設 操 作 業 務 実 施 申 請 書

番 年 月 日 号

〇〇事業所長 殿
(又は〇〇事務所長)

〇〇市町村長
〔又は〇〇土地改良区理事長
又は〇〇土地改良区連合理事長〕

国営〇〇土地改良事業において造成された下記の国営造成施設について操作業務を実施したいので、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要領第3の3に基づき申請します。

記

施 設 名	所 在 地	構 造 及 び 規 模	数 量	備 考

別紙様式第 2 号

国 営 造 成 施 設 操 作 委 託 承 認 申 請 書

番 年 月 日 号

地方農政局長
北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

〇〇事業所長
(又は〇〇事務所長)

国営〇〇土地改良事業により造成した下記の国営造成施設について〇〇市町村長(又は〇〇土地改良区理事長又は〇〇土地改良区連合理事長)から操作業務の実施の申請があり、当該施設の操作委託協定を別添操作委託協定書(案)に基づき〇〇土地改良区と締結したいので、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要領第3の4に基づき承認を申請します。

記

地 区 名	施 設 名	所 在 地	構 造 及 び 規 模	数 量	備 考

国営造成施設操作委託承認書

番 号
年 月 日

〇〇事業所長 殿
(又は〇〇事務所長)

地方農政局長
〔 北海道にあつては農村振興局長 〕
〔 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもつて申請のあつた下記国営造成施設の
操作委託については、これを承認する。

記

地区名	施設名	所在地	構造及び規模	数量	備考

別紙様式第4号

○ ○ 地 区 事 業 実 施 計 画 書

第1章 目 的

第2章 事業主体

第3章 地域及び地積

第1節 地 域

第2節 地 積

(第1表)

地 目 市町村名	田	畑	計	備 考

第4章 対象施設

第1節 用排水計画

第2節 用排水施設

1. 水管理施設

(第2表-1)

対 象 施 設	設 置 機 器	親局数	子局数		受益面積	備 考
			TMのみ			
			TM/TC		造成工期	
			計			

2. ダム

(第2表-2)

名称 ダム本体				位置				受面 面積	受益 面積	造 成 期 年度～ 年度	備考
	形 式	堤 高 m	堤 長 m	堤体積 千m ³	有 効 貯水量 千m ³	年間利 用水量 千m ³	集 水 面積 km ²				
余水吐	形 式	ゲート 門 数	設計高 水流量 m ³ /s	取 水 備	形 式	最 大 取水量 m ³ /s	その他の施設				

3. 頭首工

(第2表-3)

名称		タイプ		河川名		位置		受面 面積	受益 面積	造 成 期 年度～ 年度	備考
河川状況(セキ地点)			堤長		洪水吐		取水施設				
流 域 面 積	計 画 高水量	平均河 床標高	固定部	可動部	型 式	ゲート	形 式	取水量			
km ²	m ³ /s	ELm	m	m		H×L ×パ ^ン		m ³ /s	ha	年度～ 年度	
土砂吐		護床工		その他の施設							
排 砂 流 量	ゲート	延 長	構 造								
m ³ /s	H×L ×パ ^ン	m									

4. 揚水機場

(第2表-4)

機場名		関係河川名				位置			受面 面積	受益 面積	造 成 期 年度～ 年度	備考
ポ ン プ						原動機		その他 の施設				
型 式	台 数	口 径	揚水量	実揚程	運 転 時 間	種 類	馬 力					
		m/m	m ³ /s	m	hr/日		kw PS		ha	年度～ 年度		

5. 幹線用水路

(第2表-5)

水路名	最大 通水量	延長			構造		受益 面積	末端支 配面積	造成 工期	備考
		開渠	その他	計	開渠	その他				
	m ³ /s	m	m	m	m	m	ha	ha	年度～ 年度	

6. 水門

(第2表-6)

名称	流域 面積	計画		排水本川			受益 面積	造成 工期	備考
		排水量	地区内 たん水深	名称	計画 洪水量	計画 洪水位			
	k m ²	m ³ /s			m ³ /s	m	ha	年度～ 年度	

7. 排水機場

8. 幹線排水路

9. その他のかんがい排水施設

第3節 管理施設

第4節 その他の施設

第5章 操作組織

第1節 組織図

第2節 人員配置

(第3表)

施設名	技術者名	作業内容	備考

第3節 指揮連絡系統

1. 平常時

2. 緊急時

第4節 洪水時等警戒体制

第5節 装備

(第4表)

名 称	規 格	数 量	備 考

第6章 操作運転

第1節 操作方法

第2節 操作規程等

第7章 点検整備

(第5表)

施 設 名	点検整備項目	内 容	備 考

第8章 その他

第9章 事業実施期間

第10章 事業費

(第6表)

費目区分	事 業 費			備 考
	計	年度	年度	
1. 操作運転経費				
2. 点検整備費				
3. 機械器具費				
計				

第11章 計画図面（一般計画平面図及び主要構造図）

事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〔又は〇〇土地改良区理事長〕
〔又は〇〇土地改良区連合理事長〕

下記地区について、令和〇〇年度から国営造成施設管理体制整備促進事業を実施したいので採択されたく、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第4の1に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

記

地区名	施設名	構造及び規模	備考

事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては農村振興局長
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

下記地区について、令和〇〇年度から国営造成施設管理体制整備促進事業を実施したいので採択されたく、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第4の3に基づき、事業実施計画書を添付して申請します。

記

地 区 名	施 設 名	構造及び規模	備 考

別紙様式第7号

事業実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〔又は〇〇土地改良区理事長〕
〔又は〇〇土地改良区連合理事長〕

下記地区について、国営造成施設管理体制整備促進事業の事業実施計画を変更したいので、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第5の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業実施計画書（変更）

※別紙様式第4号により、変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

別紙様式第8号

事業実施計画変更承認書

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿

〔又は〇〇土地改良区理事長〕
〔又は〇〇土地改良区連合理事長〕

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって申請のあった下記地区に係る国営造成施設管理体制整備促進事業の事業実施計画の変更については、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第5の1に基づき、これを承認したので通知する。

記

- 1 〇〇地区

別紙様式第9号

事業実施計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

国営造成施設管理体制整備促進事業の事業実施計画の変更を下記のとおり承認したので、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第5の2により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施計画書（変更）

※別紙様式第7号の事業実施計画書（変更）とする。

別紙様式第10号

事業実施採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長

〔 北海道にあつては農村振興局長
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもつて申請のあつた下記地区について、
事業実施地区として採択したので通知する。

記

地区名	施設名	構造及び規模	事業費	備考

別紙様式第 1 1 号

事業実施採択通知書

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿
〔又は土地改良区理事長
又は土地改良区連合理事長〕

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、
事業実施地区として採択したので通知する。

記

地 区 名	施 設 名	構造及び規模	事 業 費	備 考

都道府県知事 殿

〇〇市町村長
〔又は〇〇土地改良区理事長
又は〇〇土地改良区連合理事長〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知のあった国営造成施設管理体制整備促進事業について、下記のとおり事業を実施したので、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第9の1に基づき報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 施設調書

施設名	構造及び規模	数量	備考

3. 操作組織図

4. 人員配置

施設名	技術者名	作業内容	備考

5. 操作運転実績

6. 点検整備実績

施設名	点検整備項目	内容	備考

7. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫補助金				
都道府県費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
操作運転経費				
点検整備費				
機械器具費				
計				

地方農政局長 殿
北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があつた国営造成施設管理体制整備促進事業について、下記のとおり事業を実施したので、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第9の2に基づき報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 施設調査

施設名	構造及び規模	数量	備考

3. 操作組織図

4. 人員配置

施設名	技術者名	作業内容	備考

5. 操作組織図

6. 点検整備実績

施設名	点検整備項目	内容	備考

7. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫補助金				
都道府県費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
操作運転経費				
点検整備費				
機械器具費				
計				